

テゲバジャーロ宮崎アカデミー規約

本規約は、株式会社テゲバジャーロ宮崎（以下「クラブ」という）が運営するテゲバジャーロ宮崎アカデミー（以下「本アカデミー」という）の会員（以下「会員」という）に適用される条件を定めるものである。

第1条（定義及び所在地）

本規約において使用される用語の定義は以下の通りである。

- (1)「本アカデミー」とは、クラブが運営するテゲバジャーロ宮崎アカデミーをいい、事務局は宮崎県宮崎市大淀4-6-28 宮交シティ 3F クラブ内に設置されている。
- (2)「本プログラム」とは、本アカデミーの「スクール部門」及び「チーム部門」が提供する各種サービスを指す。なお、スクール部門については本規約別紙1が、チーム部門については本規約別紙2がそれぞれ適用される。
- (3)「会員」とは、別紙に定める各部門の入会要件を満たしたうえで、クラブに申請し、クラブが本アカデミーへの入会を承諾し、所定の手続きを経て本アカデミーに正式に登録された全ての個人を指す。

第2条（会費等）

会員は、クラブが別紙のとおり定める入会金、年会費及び月会費等（総称して以下「会費等」という）を納入しなければならない。なお、納入に係る振込手数料等は会員の負担とする。

第3条（会費等の不返還）

会員が支払った会費等は、会員が退会または除名された場合を含め、いかなる理由においても返還されない。

第4条（会費等の滞納）

会員が会費等の支払いを2ヶ月以上怠った場合、クラブは会員資格の停止及び退会処理を行う。

第5条（ユニフォーム及び関連アイテムの着用と購入）

会員は、クラブが定める公式ユニフォーム及び関連アイテムを購入し、指定された場合に着用する。ただし、特定の本プログラムにおいてユニフォームの着用が不要とクラブが認める場合はこの限りではない。なお、ユニフォームの購入に際しては、クラブが、推奨する購入方法や販売店に関する情報を提供する。

第6条（規約の遵守）

会員は、本規約及びトレーニング会場での諸規則を遵守し、本アカデミーの一員として秩序、規則、クラブの指示、公共のルールやマナーを守る。

第7条（会員情報の変更）

会員は、登録情報に変更が生じた場合、直ちに本アカデミー事務局に通知する。登録情報の更新遅延によりクラブからの通知や書類が適切な時期に届かなかった場合、通常到達すべき日に到達したものとみなし、クラブは責任を負わない。

第8条（保険の加入）

1. 会員は、入会時にスポーツ安全協会傷害保険に加入し、加入手続きは本アカデミー事務局が代行して行う。傷害や事故に関する補償は当該保険の約款に従う。
2. クラブは、万が一会員が本プログラムの参加中に怪我や事故が発生した場合、本アカデミー指導者の管理下における活動中の事故や怪我と認められたときに、スポーツ安全協会傷害保険の適用範囲内でのみ補償する。

第9条（負傷時の処置）

1. クラブは、本プログラム活動中の事故防止に努める。
2. 本アカデミーは、会員が本プログラムの参加中に怪我を負った場合は、可能な範囲において応急的な措置を行うものとする。ただし、本アカデミーはその措置の結果について何ら責任を負わず、会員は、自らの責任においてその怪我の治療を受けなければならない。

第10条（除名）

1. クラブは、会員（法定代理人（保護者）含む）が以下の行為を行った場合、本プログラムへの参加停止または除名処分を行うことができる。
 - (1) 法令に違反する行為や重大な不祥事を起こした場合。
 - (2) クラブまたは本アカデミーの名誉や信用を損なう行動をとった場合。

- (3) トレーニングへの著しい欠席があった場合。
 - (4) 必要な技能を喪失したと判断された場合。
 - (5) 会費等の支払いを2ヶ月以上滞納した場合。
 - (6) 本アカデミーの風紀や秩序を乱したとクラブが判断した場合。
 - (7) 規約や指示に違反し、改善を求める催促にも関わらず改善しなかった場合。
2. 除名された会員に対し、クラブは一切の義務または責任を負わない。除名の経緯と理由は選手に書面で通知される。

第11条（休校及び閉鎖）

クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他本アカデミーの運営に重大な影響を及ぼす事由が生じた場合、事前の通知なしに休校または閉鎖することができる。

第12条（免責事項）

1. 会員（法定代理人（保護者）を含む）は、クラブ施設内外で発生した盗難、傷害、事故等について、クラブの故意または重大な過失が認められない限り、クラブに対して損害賠償を請求しないものとする。
2. クラブが会員（法定代理人（保護者）を含む）に対して損害賠償責任を負う場合には、その賠償額は会員が参加する本プログラムの6ヶ月分の月会費を上限とし、それを超える損害については責任を負わない。

第13条（附則）

クラブは、適宜本規約を改正することができ、その改正はクラブのホームページや適切な手段により会員に周知される。会員は、改正された本規約がクラブのホームページに掲載された時点で、その内容に同意したものとみなされる。会員が改正後もクラブのサービスを利用する場合、改正された本規約に従うものとする。

第14条（個人情報）

1. クラブは、会員、会員の親権者又は法定代理人が当社に提供した個人情報について、クラブの定める個人情報保護方針（<https://www.tegevajaro.com/pp>）及び本規約別紙3「個人情報の取扱について」に基づき取り扱うものとする。
2. 会員は、日本サッカー協会等への登録や大会参加申込書など、本アカデミーの活動に必要な場合、当社が会員の個人情報を同協会等や大会主催者（以下「主催者」という）に提供すること及び主催者等に提供した個人情報が主催者等の使用目的に限り使用されることに同意するも

のとする。

第 15 条（活動中の写真、映像等）

1. クラブは、本アカデミーの活動の様子を撮影した写真、映像について、本規約別紙 4「写真や動画等の取り扱いについて」に基づき、クラブのホームページ、SNS、広報、広告・宣伝、事業報告書、クラブ案内等、その他のプロモーション活動等に使用するものとする。
2. 会員は、クラブが本アカデミーの活動の様子を撮影した写真、映像をクラブが展開する事業において、次のように使用することに同意するものとする。
 - (1) 動画配信（Youtube 等の動画 SNS を含むが、これに限られない）
 - (2) 講習会
 - (3) その他、クラブが展開する事業に必要な活動

第 16 条（施行）

本規約は、2020 年 4 月 1 日より施行する。

（改訂）

本規約は、2024 年 5 月 1 日改訂、同日より施行する。

別紙 1 : スクール部門に関する規約

第 1 条 (目的)

スクール部門は、サッカーおよび運動競技全般の技術向上及び普及に努め、スポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り、他者と共により良く生きるための基盤となる道徳性を養うことを目的とする。

第 2 条 (入会要件及び手続き)

本アカデミーへの入会を希望する者は、クラブの理念に共感し、スポーツ活動を安全に行うための健康条件を満たし、本アカデミーの定める規約に従う意志があること。また、クラブが定める入会基準を満たすと判断された者に限り、会員としての資格を有する。なお、特定の本プログラムにおいては、選考プロセスを設ける場合があり、その場合は選考会や抽選を通じて入会資格を決定する。

未成年者が入会を希望する場合は、法定代理人の同意が必要であり、法定代理人の同意を得た上で、本アカデミーが定める手続きに従って申し込みを行うものとする。

第 3 条 (会費)

入会金 (税込み)	スクール 2,000 円、エリートクラス 5,000 円
月会費 (税込み)	■月額 3,000 円のクラス 潮見校 (幼稚園～小学 3 年生クラス) 加納校 (幼稚園～小学 3 年生クラス) 大淀校 (幼稚園～小学 3 年生クラス) ■月額 4,000 円のクラス エリートクラス (小学 4～6 年生クラス) 月の途中で入会又は退会した場合も、入会月又は退会月の月会費の減額は行わないものとする
徴収方法	・毎月27日に自動引き落とし ・入会金：初回引き落とし月 ・月会費：当月分を当月引き落とし (ただし、入会日が、当月の引落日～当月の末日である場合は、当月・翌月分を、翌月 27 日に引き落とし) ・その他の費用の支払い日は、都度調整 ・27日が土日、祝祭日の場合は、翌営業日に引き落とし

その他	・活動内容により、参加費が発生する場合あり
-----	-----------------------

第4条（練習日・活動場所）

1. スクール部門の練習日、時間は、クラブが定めた年間スケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合、定められた練習日、時間等を変更または中止とすることがある。その場合は、事前に会員に通知する。
3. 前項により中止になった場合、極力振替日を設けるが、会員はその決定及び日程調整をクラブに一任するものとする。
4. 振替日については、振替予備日での振替を調整するが、調整が困難な場合は、別曜日や別会場での振替となる場合もある。

第5条（入会）

入会日は受講開始日とする。月途中の入会も認められるが、会費（受講料）は入会月からの支払いとなる。

第6条（退会）

1. 会員が会員の都合により退会する場合、退会を希望する月の前月 10 日までに本アカデミー事務局に申請し、承認を得るものとする。
2. 退会を希望する月の前月 10 日までに申請されていない退会希望者は、退会を希望する月の会費を支払うものとする。

第7条（休会）

1. 会員が怪我やその他の事情で1ヶ月以上休会を希望する場合、休会開始予定月の前月 25 日までに本アカデミー事務局に休会申請を行い、スクール部門の承認を得る必要がある。なお、休会申請は、所定の申請書に記入し、必要書類を添えて提出しなければならない。
2. 休会期間は最長2ヶ月とし、超過した場合は、退会とみなされる。ただし、怪我や病気など特別な事情がある場合、スクール部門の判断で休会期間の延長が認められることがある。なお、休会期間の延長を希望する会員は、休会期間終了前に再度申請しなければならない。
3. 休会から復帰する際は、復帰希望月の前月 25 日までに本アカデミー事務局に復帰申請を行い、スクール部門の承認を得る必要がある。なお、復帰申請は、所定の申請書に記入し、必要書類を添えて提出しなければならない。

第 8 条（クラス変更）

会員が会員の都合により受講クラスの変更を希望する場合、変更を希望する前月 25 日までに本アカデミー事務局に申請し、クラブの承認を得るものとする。クラスを追加する場合も同様とする。

別紙 2 : チーム部門に関する規約

第 1 条 (目的)

本アカデミーのチーム部門は、一貫性のある指導を通じて、サッカーの喜びを伝えるとともに、プロサッカー選手の育成を目指し、技術的な向上及び心身の育成と強化を促進し、且つ基本的な社会性を養うことを目的とする。

第 2 条 (入会要件)

本アカデミーのチーム部門に入会することができる選手は本条に定められた要件に該当し、当規約を遵守する者(以下「選手」という)とする。

- (1) クラブ主催のセレクションに合格し、クラブから優秀と認められた者
- (2) テゲバジャーロ宮崎アカデミーにおいて選手登録を行う者
- (3) テゲバジャーロ宮崎の公式選手として登録され、各種大会への出場資格を有する者
- (4) 日本サッカー協会にテゲバジャーロ宮崎の選手として登録されており、他の学校や団体には登録されていない者
- (5) サッカーへの情熱と向上心を持続的に示し、クラブの目的に賛同する者
- (6) スポーツに適した健康状態であり、規約の遵守を誓約し、入会同意書を提出した者
- (7) テゲバジャーロ宮崎ファンクラブへの入会が完了している者
- (8) 高等学校に在籍し、教育を受けている者 (U-18 カテゴリーに限る)

未成年者が入会を希望する場合は、法定代理人の同意が必要であり、法定代理人の同意を得た上で、本アカデミーが定める手続きに従って申し込みを行うものとする。

第 3 条 (入会期間)

本アカデミーのチーム部門は、U-18、U-15、U-12 の各カテゴリーで構成され、各カテゴリーの在籍可能期間は以下の通りとする。

U-18 : 入会時から高校 3 年次の 3 月 31 日まで

U-15 : 入会時から中学 3 年次の 3 月 31 日まで

U-12 : 入会時から小学 6 年次の 3 月 31 日まで

第 4 条 (休会及び退会)

1. 選手が休会または退会を希望する場合は、休会・退会の日から少なくとも 30 日前に本アカデミー事務局へ文書で通知する必要がある。
2. 休会期間は最大 3 ヶ月までとし、特別な事情がない限りこの期間を超えることはできず、超過

した場合は、退会とみなされる。

3. 無断で2週間以上チーム活動（練習、試合等）に参加しない選手は、指導を受ける資格を失い、除名処分とする。

第5条（会費）

1. U-18

項目	内容	金額（円：税込）	負担区分	
			個人負担	クラブ負担
活動関係	入会金	5,000円	○	
	年会費	8,000円	○	
	月会費	9,800円	○	
	強化費	9,800円		●
	合宿	都度実費	○	
	国内遠征費	都度実費	○	
	全国大会遠征費	—		●
	海外遠征費	上限110,000円	○	●
	公式戦ユニフォーム	—		●
	練習用ウェア一式	—	○	
	移動着一式	—	○	
	交通費 (宮崎県内の試合時公共交通機関代)	都度実費	○	
	用具(スパイク等)	都度実費	○	
	その他	治療費(保護者の保険適用)	都度実費	○
上記以外の請求対象となるもの		都度実費	○	
寮費	寮費	宮崎学園の規定による		

■ 徴収方法

- ・自動引き落とし日：毎月27日
- ・入会金：初回引き落とし月に徴収
- ・月会費：
 - 当月分を当月に引き落とし
 - 新入会選手：初回引き落としが5月27日となり4月分と5月分を合算で引き落とし
6月以降については当月分を当月に引き落とし
 - 月の途中で入会又は退会した場合も、入会月又は退会月の月会費の減額は行わないものとする
- ・年会費：
 - 当年分を初回引き落とし月に徴収

- 2024年5月1日現在所属している選手は、毎年3月27日に徴収

- ・ 土日または祝祭日にあたる場合：翌営業日に引き落とし
- ・ その他の費用：都度調整にて支払い

2. U-15

項目	内容	金額（円：税込）	負担区分	
			個人負担	クラブ負担
活動関係	入会金	5,000円	○	
	年会費	6,000円	○	
	月会費	6,200円	○	
	強化費	6,000円		●
	合宿	都度実費	○	
	国内遠征費	都度実費	○	
	全国大会遠征費	—		●
	海外遠征費	上限 110,000円	○	●
	公式戦ユニフォーム	—		●
	練習用ウェア一式	—	○	
	移動着一式	—	○	
	交通費 (宮崎県内の試合時公共交通機関代)	都度実費	○	
	用具(スパイク等)	都度実費	○	
その他	治療費(保護者の保険適用)	都度実費	○	
	上記以外の請求対象となるもの	都度実費	○	

■ 徴収方法

- ・自動引き落とし日：毎月 27 日
- ・入会金：初回引き落とし月に徴収
- ・月会費：
 - 当月分を当月に引き落とし
 - 新入会選手：初回引き落としが 5 月 27 日となり 4 月分と 5 月分を合算で引き落とし
6 月以降については当月分を当月に引き落とし
 - 月の途中で入会又は退会した場合も、入会月又は退会月の月会費の減額は行わないものとする
- ・年会費：
 - 当年分を初回引き落とし月に徴収
 - 2024 年 5 月 1 日現在所属している選手は毎年 3 月 27 日に徴収
- ・土日または祝祭日にあたる場合：翌営業日に引き落とし
- ・その他の費用：都度調整にて支払い

3. U-12

項目	内容	金額（円：税込）	負担区分	
			個人負担	クラブ負担
活動関係	入会金	5,000円	○	
	年会費	4,300円	○	
	月会費	5,200円	○	
	強化費	4,000円		●
	合宿	都度実費	○	
	国内遠征費	都度実費	○	
	全国大会遠征費	—		●
	海外遠征費	上限 110,000円	○	●
	公式戦ユニフォーム	—		●
	練習用ウェア一式	—	○	
	移動着一式	—	○	
	交通費 (宮崎県内の試合時公共交通機関代)	都度実費	○	
	用具(スパイク等)	都度実費	○	
	その他	治療費(保護者の保険適用)	都度実費	○
上記以外の請求対象となるもの		都度実費	○	

■ 徴収方法

- ・自動引き落とし日：毎月27日
- ・入会金：初回引き落とし月に徴収
- ・月会費：
 - 当月分を当月に引き落とし
 - 新入会選手：初回引き落としが5月27日となり4月分と5月分を合算で引き落とし
6月以降については当月分を当月に引き落とし
 - 月の途中で入会又は退会した場合も、入会月又は退会月の月会費の減額は行わないものとする
- ・年会費：
 - 当年分を初回引き落とし月に徴収
 - 2024年5月1日現在所属している選手は毎年3月27日に徴収
- ・土日または祝祭日にあたる場合：翌営業日に引き落とし
- ・その他の費用：都度調整にて支払い

第6条（会費等の免除）

U-18 所属の選手がクラブの定める基準に基づき、技能レベルが特に優れていると認められた場合、これらの選手は会費の一部または全額の免除を受けることがある。

第7条（優先交渉権）

選手は本アカデミー在籍中、またはその関連活動において、仲介人契約を締結しようとする際には、必ず事前にクラブに通知し、クラブの指導のもとで行動しなければならない。

1. U-18 カテゴリーの選手は、他クラブとの間でプロ契約を締結又は締結のための交渉を行おうとする際には、必ず事前にクラブに通知するとともに、当該締結及び交渉より先に、テゲバジャーロ宮崎トップチームとの間で交渉を行うものとし、クラブの明示的な承認を得るまでは、他クラブや団体との間でプロ契約の交渉及び締結その他の合意を行ってはならない。
2. U-15 カテゴリーの選手は、特別な事情がない限り、クラブからU-18 カテゴリーでの活動を要請された場合は、これを最優先事項とし、クラブの明示的な承認がない限り他クラブや団体との間で交渉、契約の締結その他の合意は行わないものとする。
3. U-12 カテゴリーの選手も、特別な事情がない限り、クラブからU-15 カテゴリーでの活動を要請された場合は、これを最優先事項とし、クラブの明示的な承認がない限り他クラブや団体との間で交渉、契約の締結その他の合意は行わないものとする。

第8条（活動方針）

選手及びその法定代理人は、クラブが定めるチームの指導方針及び活動方針に従い、これを尊重する。

第9条（行動規範）

選手は以下の行動規範を守り、チームの一員として真摯な態度でトレーニングに励み、規則正しい日常生活を送り、プロサッカー選手を目指して常に全力でサッカーに取り組まなければならない。

- (1) 日本国の刑罰法規に抵触する行為を行ってはならない
- (2) チームの風紀を乱す行為を行ってはならない
- (3) チームのルールを守り、監督やコーチ等の指揮、指導に従うこと
- (4) 所属する学校の校則を守り、礼儀正しい言動と清潔感のある服装に努めること
- (5) 常に弱者を支え、地域の模範となるようにマナーを守ること
- (6) サッカーだけでなく勉学に励むこと
- (7) 常に礼儀正しく挨拶をすること
- (8) プロクラブであるチームの一員として自覚を持ち、責任ある行動によってチームの活動に参加すること
- (9) チーム活動を休む場合は、必ず本人が連絡すること

別紙3：個人情報の取り扱いについて

- ・クラブではご提供いただいた個人情報について適切かつ慎重に取り扱いを行い、クラブ運営に関する事項以外の利用は行いません。
- ・会費等の徴収の手続きや会員連絡システム等、クラブ運営にかかわる事項については、正当な利用目的の範囲内において、業務委託先又は提携先に預託する場合がございます。
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合など法令に基づき第三者に個人情報を提供することがございます。
- ・ご提供いただいた個人情報の訂正、変更、削除を希望する場合には、本アカデミー事務局までご連絡をお願い致します。

別紙 4 : 写真や動画等の取り扱いについて

会員が映った映像・写真を、クラブ及びJリーグ・Jクラブ、スポンサーによる広報利用・商業利用（オフィシャルサイト、イベント写真販売など）はじめ、一般メディアの報道（試合中継・テレビ・新聞）などに使用することがございます。